

下記の業務について、公募型指名競争入札を実施するので、静岡県道路公社定款（昭和46年4月1日）第5条の規定に基づき公告します。

平成23年11月1日

静岡県道路公社理事長 矢野弘典

記

- 1 入札執行者 静岡県道路公社 理事長 矢野弘典
- 2 この入札に関する契約条項を示す場所及び事務を担当する機関  
郵便番号 420-0853  
静岡市葵区追手町9番18号 静岡中央ビル10階  
静岡県道路公社総務部総務課  
電話番号 054-254-3421
- 3 競争入札に付する事項
  - (1) 入札番号 1005号
  - (2) 委託業務の名称 平成23年度有料道路「伊豆中央道」料金徴収業務委託
  - (3) 業務箇所 伊豆の国市北江間地内（江間料金所）
  - (4) 業務概要 有料道路の料金徴収業務（契約約款・特記仕様書による）
  - (5) 契約期間 契約日から平成25年3月31日まで
  - (6) 料金徴収期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
  - (7) 徴収基本時間 0時から24時まで（24時間）
- 4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
本募集へ応募するために必要な資格は、次の条件を全て満たす法人であることとします。
  - (1) 次の①から④までのいずれにも該当しないこと。
    - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当すると認められる者
    - ② 当公社に提出した書類に虚偽の記載をした者
    - ③ 過去に当公社が行う業務を妨害する行為等不正な行為を行った者並びに当該行為を行った者を代理人又は支配人その他の使用人として使用する者
    - ④ 次のアからエまでのいずれかに該当する者
      - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴対法」という。）第2条第2号に該当する団体
      - イ 役員等（役員又はその支店若しくは常時料金徴収業務、警備業務、庁舎等管理業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴対法第2条第6号の暴力団員（以下イにおいて「暴力団員」という。）及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この号において同じ。）であると認められる者
      - ウ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
      - エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を

もって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者

カ アからオまでに該当する者のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

- (1) 直近1事業年度の法人事業税、都道府県民税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (2) 経営状態が健全であると認められること。
- (3) 有料道路「伊豆中央道」の料金徴収業務を管理・監督できる責任者を有料道路「伊豆中央道」江間料金所に専任で配置できること。
- (4) 次の①から③までのいずれかの条件を満たす者
  - ① 道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく一般自動車道事業者
  - ② 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）に基づく有料道路、道路運送法に基づく一般自動車道又は駐車場法（昭和32年法律第106号）第12条に基づく届出を行っている駐車場のいずれかの料金徴収業務受託経験が本入札申込日以前の過去3年間に通算して2年以上ある者
  - ③ 次に掲げる事業者のいずれかであって、本入札申込日において静岡県内の同業者協会・組合等に3年間以上加入している者
    - ア 駐車場法第12条に基づく届出を行っている駐車場の事業者
    - イ 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条に基づき都道府県公安委員会の認定を受けている警備業者
    - ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2に基づき静岡県知事の登録を受けているビルメンテナンス業者
- (5) 次の①から④の全てに該当する者であること。
  - ① 常勤職員が6名以上であること。
  - ② 本入札申込日において営業年数が3年以上あること。
  - ③ 直近1事業年度の売上高が1億円以上であること。
  - ④ 静岡県内に本店、支店又は営業所を有すること。

ただし、支店又は営業所（以下「支店等」という。）の場合は、次のアからウに掲げる条件を満たすものであること。

    - ア 静岡県道路公社との契約について、入札日から平成25年3月31日まで（うち、(1)に掲げる権限については、代金の受領が完了するまで）の間、次に掲げる権限を委任されている支店等であること。
      - (1) 入札、見積及び契約締結に関する一切の権限
      - (2) 代金の請求及び受領に関する一切の権限
      - (3) 復代理人選任に関する一切の権限
      - (4) 前記に附帯する一切の権限
    - イ 支店等にはその代表者が常駐し、かつ常勤職員（代表者含む）が2名以上であること。
    - ウ 支店等の営業継続年数が、入札申込日において1年以上であること。

## 5 入札参加希望者の募集

- (1) 本入札の参加希望者は、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）及び入札参加基準確認資料（以下「資料」という。）を提出しなければならない。
- (2) 本入札の参加希望者は、申込書及び資料を公募型指名競争入札参加申込要領（以下「申込要領」という。）に示す様式により作成のうえ持参又は簡易書留により郵送すること。
- (3) 申込要領の配布
  - ア 配布期間  
平成23年11月1日（火）から平成23年11月15日（火）まで
  - イ 配布場所  
道路公社Webサイト（URL <http://www.siz-road.or.jp/bid/index.html>）からの電子ファイルのダウンロードにより配布する。
- (4) 申込書及び資料の受付
  - ア 提出期間  
平成23年11月2日（水）から平成23年11月16日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。  
ただし、郵送の場合は平成23年11月15日（火）消印まで有効とする。
  - イ 提出場所  
前記2の場所

## 6 入札参加者の指名

申込書及び資料の提出のあった者の中から、経営状況、業務特性、信頼性、誠実性等を審査し、当該入札に参加できるものを決定する。

審査の結果、入札参加者に決定した者（指名業者）には、入札執行通知書を送付する。

なお、入札参加者とならなかった者（非指名業者）には、その旨を記した文書を送付する。

## 7 入札手続等

- (1) 入札執行日  
平成23年12月19日（月）
- (2) 入札の場所  
静岡市葵区追手町9番18号 静岡中央ビル10階  
静岡県道路公社101会議室
- (3) 入札保証金及び契約保証金  
免除
- (4) 入札の無効  
本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、申込書若しくは資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は申込要領若しくは料金徴収業務委託契約入札心得（以下「入札心得」という。）において示した条件等に違反した入札は無効とする。
- (5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札したもののうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(i) 契約書作成の要否

要

(i) 入札心得の配布

前記5 (i) の申込要領に同じ。

8 次年度以降の契約

受託者が業務委託を良好に完了する見込みであるときは、審査のうえ次年度の料金徴収業務委託について随意契約とすることがある。ただし、最長2年次に限る。

9 その他

(i) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(i) 詳細は申込要領及び入札心得による。

(ii) 問合せ

平成23年11月15日（火）までの間、静岡県道路公社総務部総務課まで電子メール（siz-road@po3.across.or.jp）若しくはFAX（054-254-3422）により行うこと。

回答は、道路公社Webサイト（上記アドレス）から閲覧できるものとする。